

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏)に係る審議(第1回)

1. 日 時

平成30年4月3日(火) 10時30分～11時45分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：金指旅客課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 石崎、柳瀬

4. 議事概要

- 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏)の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ①3地域(仙台・秋田・熊本)についての延長の取扱い、
 - ②特定地域指定期間を延長することによって期待される効果、等について質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ①特定地域制度では原則として延長は一回としていることも踏まえ、特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針においては、
 - ・特定地域計画の議決が行われており、指定から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき指定基準に該当する地域(仙台・秋田)は、3年間指定を延長する(ただし、指定延長後、毎年度輸送実績

等をチェックして、指定基準に該当しなくなれば指定を解除する)。

- ・特定地域計画の議決が行われているそれ以外の地域(熊本)は、指定期間中の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末(平成30年度末)まで延長する。

とされている。

- ②延長することにより、減車措置や営業方法の制限を継続して進めることで地域内における適正な車両数を維持するとともに、併せて活性化の取組を推進し、移動の足として利用者を選んでもらえるような種々のサービスを展開することが可能となる。

等の回答を得た。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。